

暫定値に係る告示改正(案)

・加糖加熱処理大豆油かす、加糖加圧蒸煮処理大豆油かす、ひまわり油かす、油ヤシ搾油副産物、脂肪酸カルシウム及び2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンの公定規格備考の3の第3表への追加等

原 料 名	畜 種	栄養価（原物中）			消化率				代 謝 率	備 考	
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/ kg)	粗 白 た ん 質	粗 脂 肪	可 窒 溶 素 無 物	粗 纖 維			
3. 植物性油かす類											
油ヤシ搾油副産物	鶏	95.3	二	2920	二	二	二	二	48.3	油ヤシ空果房を発生後速やかに搾油して得られた油及びパーム油搾油で発生するソリュブルを油ヤシ果実繊維に吸着させ乾燥したもの。栄養価は、暫定的に定めたものである。	
	豚	二	二	二	二	二	二	二	二		
	牛	二	二	二	二	二	二	二	二		
【略】											
加糖加熱処理大豆油かす	鶏	二	二	二	二	二	二	二	二	大豆油かすに1.5～2.0%のビートシロップを加え、90～105℃で20～45分間加熱処理したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。	
	豚	二	二	二	二	二	二	二	二		
	牛	89.0	80.4	二	93	76	96	99	二		
加糖加圧蒸煮処理大豆油かす	鶏	二	二	二	二	二	二	二	二	大豆油かすに0.5～2.0%のぶどう糖を加え、120～140℃で5～30分間加圧缶内で加熱処理したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。	
	豚	二	二	二	二	二	二	二	二		
	牛	91.5	81.6	二	92	58	99	93	二		
【略】											
ひまわり油かす	鶏	二	二	二	二	二	二	二	二	溶媒抽出で得られた搾油かすであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。	
	豚	二	二	二	二	二	二	二	二		
	牛	89.6	64.9	二	91.4	41.8	86.6	30.6	二		
5. その他											
脂肪酸カルシウム	鶏	96.5	二	6480	二	二	二	二	82.6	大豆油の脂肪酸となたね油の脂肪酸を4:6～7:3で混合した脂肪酸であること。栄養価は、暫定的に定めたものである。	
	豚	96.5	168.6	—	—	89	—	—	—		
	牛	96.5	181.9	—	—	96	—	—	—		
脂肪酸カルシウム	鶏	97.7	二	6780	二	二	二	二	86.4	アマニ油の脂肪酸を80%以上含む脂肪酸であること。栄養価は、暫定的に定めたものである。	
	豚	二	190.4	二	二	100.0	二	二	二		
	牛	二	二	二	二	二	二	二	二		
脂肪酸カルシウム	鶏	二	二	二	二	二	二	二	二	オレイン酸を60%以上含む脂肪酸であること。栄養価は、暫定的に定めたものである。	
	豚	二	二	二	二	二	二	二	二		
	牛	52.9	50.6	二	0	100	93	97	二		

【略】										
<u>2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン</u>	鶏	<u>89.1</u>	<u>二</u>	<u>3991</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>100</u>	<u>二</u>	<u>79.9</u>	<u>飼料添加物であること。栄養価は、暫定的に定めたものである。</u>
	豚	<u>89.1</u>	<u>89.1</u>	<u>二</u>	<u>66</u>	<u>二</u>	<u>100</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	牛	<u>89.1</u>	<u>89.1</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>100</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	

フィターゼに係る告示改正（案）

・ 公定規格の備考の3の第2章の2の表への新規フィターゼの追加

フィターゼの種類	算 出 方 法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（140）フィターゼ（その1）	飼料1 kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 $0.2 \times \sum IP_i \cdot (100 - I_{np}P_i) \cdot r_i \cdot 10^{-4}$
同（140） フィターゼ（その2の（1））	飼料1 kg当たり1,500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.1
同（140） フィターゼ（その2の（2））	① 飼料1 kg当たり500フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 飼料1 kg当たりのフィチン酸分解力単位 $\times 0.2 \times 10^{-3}$ ② 飼料1 kg当たり500を超え1,000フィチン酸分解力単位以下を添加した場合 $0.1 + (\text{飼料1 kg当たりのフィチン酸分解力単位} - 500) \times 0.1 \times 10^{-3}$
同（140） フィターゼ（その2の（3））	飼料1 kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.12%
同（140） フィターゼ（その2の（4））	飼料1 kg当たり500フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.14%